

令和4年第10回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和4年11月16日(水) 開会：14時00分 閉会：15時26分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦  
 委 員 松 田 福 美  
 委 員 吉 本 妙 子  
 委 員 片 山 研 治  
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 山 本 次 雄  
 教 育 部 次 長 十 楽 さゆり  
 教 育 政 策 課 長 〃  
 生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史  
 人 権 教 育 課 長 坪 金 裕 子  
 学 校 教 育 課 長 原 田 剛  
 学 校 給 食 課 長 河 村 武 志  
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広  
 熊毛総合出張所次長 家 永 敦 夫

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 三 浦 勢 司  
 教育政策課主査 松 村 美由紀

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	議案第21号 周南市鶴いこいの里施設分類別計画の策定について
3	議案第22号 周南市学び・交流プラザ施設分類別計画の策定について
4	議案第23号 周南市文化財関連施設 施設分類別計画の策定について
5	議案第24号 周南市児童クラブ施設分類別計画の策定について
6	議案第25号 周南市教育集会所施設分類別計画の改訂について
7	議案第26号 周南市教育支援センター施設分類別計画の策定について
8	議案第27号 周南市学校給食センター施設分類別計画の策定について
9	議案第28号 周南市図書館施設分類別計画の改訂について
10	議案第29号 令和4年度周南市一般会計補正予算要求について
11	議案第30号 周南市立中学校条例の一部を改正する条例制定について
12	議案第31号 指定管理者の指定について(周南市立德山駅前図書館)
13	議案第32号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する

		条例制定について（周南市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定）
--	--	----------------------------------

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表

(報告者：該当課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

## 教育長

ただ今から「令和4年第10回教育委員会定例会」を開催いたします。  
議事日程に従いまして、進めてまいります。  
日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。  
本日の会議録署名委員は、「松田委員さんと吉本委員さん」にお願いいたします。

2	周南市鶴いこいの里施設分類別計画の策定について
---	-------------------------

## 教育長

続きまして、議案の審議となりますが、議案第21号から第28号までの8件は、施設分類別計画に関する議案となっておりますことから、まず、この8件についての総括的な説明をさせていただきます。その後、個別に所管課から説明し、それぞれご審議いただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、初めに、総括的な説明を教育政策課からお願いします。

## 教育政策課長

教育政策課長の十楽でございます。今回、施設分類別計画の策定・改訂に関する議案を8件提出させていただいております。これらの提案理由は全て、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第8号によるものです。

この施設分類別計画は、周南市公共施設再配置計画において示している施設分類ごとに策定する計画で、現状や時代背景等を踏まえ今後の施設の方向性を示すため、5年ごとに見直すこととされています。

本計画では、各課が所管する施設について、建築年、安全性などの建物の状況や、施設の稼働率、提供しているサービス、さらには施設が設置された経緯や市の施策との整合性などから、今後の取扱い、方向性、取組の優先度を施設の分類ごとに示しています。

本日の8件の施設分類別計画（案）は、前回までの教育委員会協議会においてお示しした素案に、協議会でいただいたご意見や関係者のご意見、庁内の公有財産有効活用管理検討委員会における指摘事項などを反映・修正を行ったものです。

本来であれば、それぞれの計画について今一度詳細に説明し、ご審議いただくところではございますが、既に協議会において説明させていただいておりますので、本日は、それぞれの計画の概要と、協議会でお示しした時点からの変更点を中心に説明させていただきたいと考えています。

また、前回の協議会におきまして、「教育委員会として計画の体裁を統一すべき」とのご意見がございました。これにつきましては、今回（案）の段階では対応できていない部分がございます。今後、全庁的な対応も踏まえまして、最終的に教育委員会として計画の体裁を整えたいと考えておりますので、ご了承くださいませようお願いします。

以上です。

## 教育長

ありがとうございました。それでは今の総括的な説明を踏まえつつ、次からの個別の案件のご説明をお聞きいただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、日程第2、議案第21号「周南市鶴いこいの里施設分類別計画の策定について」を

議題といたします。

この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いいたします。

### 生涯学習課長

生涯学習課です。議案第21号「周南市鶴いこいの里施設分類別計画の策定について」ご説明いたします。議案書は1ページになりますが、議案第21号別紙により、計画の概要をご説明いたします。

鶴いこいの里は、人と鶴の共存を目指して鶴の保護や情報発信のほか、コミュニティ活動やスポーツを含む生涯学習を推進する市民交流施設です。本計画は、これまで複数の施設分類別計画に分散していた内容を、複合施設「鶴いこいの里」として一括し、今後の施設の方向性を決定します。ただし、市内各地にある「運動場」「テニスコート」「プール」及び、地域づくり推進課所管の「支所」については、別途計画が策定されるため必要な場合のみ言及いたします。教育委員の皆様を示した素案と比べ、軽微な語句修正をしておりますが、計画の骨子に変更はございません。

冊子につきましては、3ページと4ページでございますが、ご覧ください。

3ページ以降で、「第4章 施設の現状」として鶴いこいの里全体としてのサービスの現状を示しております。

その後、5ページから8ページで、各施設のサービスの現状と建物の現状を示しております。

9ページ「第5章 施設を取り巻く状況と課題」として、鶴いこいの里全体として、サービスと建物それぞれの課題を示します。サービスとしては、鶴と人との共存を目指すこと、八代地区住民に向けたサービスを提供すること、本市の特色ある文化を発信する役割を果たしていくこと、今後、利用減少からの回復を想定すること等を述べています。建物としては、それぞれの施設で老朽化へ対応する必要があることを述べています。

10ページ「第6章 今後の施設の方向性」として、一次評価と総合評価を示します。機械的に判断する一次評価では、施設の方向性として、交流センターと須野河内交流館は「受益者負担の見直し」、野鶴監視所は「継続利用（現状維持）」となりました。

「受益者負担の見直し」については、全庁的な行財政改革大綱に基づき、定期的な使用料の見直しを行うことや、減免基準の見直しを行うこととします。

教育委員会としての総合評価といたしましては、基本的な考え方として、鶴いこいの里は、鶴と人の共存をめざし、八代地域の支所機能や公民館機能を果たし地域にとって欠かせない施設であることから、現在の機能を維持する必要があるとします。具体的には、交流センター、野鶴監視所、須野河内交流館、いずれも「継続利用」とします。

図表6では今後5年間の対策の内容を示しますが、現時点で大規模改修などの計画はございません。

以上で、説明を終わります。

### 教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、この件につきましてご質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

### 松田委員

1件だけすいません。1ページに書いてあります、いわゆる鶴いこいの里は、「交流センター、須野河内交流館、野鶴監視所、運動広場（運動場、テニスコート）水泳プール」によって構成さ

れているということですよ。その中で、その下の「公民館」「運動場」「庭球場」「プール」については、他の施設分類別計画で策定されていると言う捉え方でよろしいですか。

#### 生涯学習課長

運動場、庭球場、プールについては、体育施設として全市的にそれぞれ種類ごとに計画を策定される予定ですので、そちらで全市としての運動場のあり方といいますか、そうしたものの計画が立てられます。支所についても、今現在はございませんが、いずれ支所としての計画が整理されるようになると聞いております。

#### 松田委員

はい。分類分けは分かったのですが、複合施設として、本計画で全体を捉えていくという見方を持ちつつ、計画はそれぞれにおいて確認していくという捉え方になるわけですね。

#### 生涯学習課長

そうですね、建屋といいますか、鶴いこいの里の中で、運動場と庭球場、プールというのはちょっと建屋というのとはまた違うので、イメージが捉えやすいかも分かりませんが、複合施設としては鶴いこいの里全部が一括りです。ただこの度の計画としては、その三つを除いた、支所も含めて除いた形で、トータルで捉えて、計画としては立てていきたい。ちょっと別棟にはなっていますが、一つの鶴いこいの里の括りとしての判断をしていきたいと思っています。

#### 松田委員

はい。全体的に複合施設という多様な目的に沿った形で、使い方とか捉え方というのができるのはいいと思うのですが、なかなかちょっと分類が分かりづらかったので、すいません。そのあたり、それぞれに視点を配りながら計画されているというところで捉えました。以上です。

#### 教育長

ありがとうございます。

そのほかにご質問ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

はい、ありがとうございます。

それでは、議案第21号を決定いたします。

3	周南市学び・交流プラザ施設分類別計画の策定について
---	---------------------------

#### 教育長

続きまして、日程第3、議案第22号「周南市学び・交流プラザ施設分類別計画の策定について」を議題といたします。

この件につきましても、生涯学習課から説明をお願いいたします。

#### 生涯学習課長

それでは、引き続き、議案第22号「周南市学び・交流プラザ施設分類別計画の策定について」説明いたします。議案第22号別紙により、計画の概要を説明いたします。

学び・交流プラザは、平成27年度に供用を開始し、公民館、体育館、武道館、社会文化ホール、図書館などの機能を複合化した施設であり、本市生涯学習の拠点施設です。本計画は、これ

まで複数の施設分類別計画に分散していた内容を、複合施設「学び・交流プラザ」として一括し、今後の施設の方向性を決定します。

ただし、市内各地にある「体育館」「武道場」「図書館」については、別途計画が策定されるため、必要な場合にのみ言及をいたします。こちらもお示しした素案と比べますと、軽微な語句修正をしていますが、計画の骨子に変更はありません。

4ページ以降の「第4章 施設の現状」として、4ページと5ページでは、学び・交流プラザ全体としてのサービスの現状を示します。

続いて6ページから10ページでは、それぞれ各施設のサービスの現状と、建物の現状を示しております。

11ページ「第5章 施設を取り巻く状況と課題」として、学び・交流プラザ全体としてのサービス、建物それぞれの課題を示します。サービスとしては、市民の幅広い学習活動を推進するため、Wi-Fi環境の整備や生涯学習情報の発信など、本市の生涯学習の拠点としての役割を果たしていくこと、今後、利用減少からの回復を想定すること等を述べています。建物としては、新しい施設であるため、適切な点検を行って対策を講じていく必要があることを述べています。なお、交流アリーナについては、利便性を向上させる空調設備の整備検討が求められています。

12ページ「第6章 今後の施設の方向性」といたしまして、一次評価と総合評価を示します。機械的に判断する一次評価では、施設の方向性として「多目的化」と「受益者負担の見直し」となりました。「多目的化」については、既に複合施設でありますことから、既に達成されているものであると考えます。「受益者負担の見直し」については、全庁的な行財政改革大綱に基づき、使用料及び減免基準の見直しを定期的に行うこととします。

教育委員会としての総合評価をまとめますと、基本的な考え方として、学び・交流プラザは、多様化する市民のニーズに対応するため、現在の機能を維持しながら、必要に応じて設備を充実させていく必要があるとします。

具体的な方針として学び交流プラザは継続利用とします。図表6では、今後5年間の対策の内容を示しますが、現時点で老朽化対策等としての計画はございません。

以上で説明を終わります。

## 教育長

はい。ありがとうございます。

それではこの件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

## 片山委員

最後の総合評価のところ、「現状の機能を維持しながら、必要に応じて設備を充実させていく必要があります」と書いてありますが、例えば、必要に応じて設備を充実させるというのは、どういうことが考えられるのでしょうか。

## 教育長

お願いします。

## 生涯学習課長

今後5年間、老朽化等の不具合といった、そういった面はないと考えているのですけれども、先ほどのWi-Fiの負荷でありますとか、体育館アリーナについて出ている空調でありますとか、そういった機能の向上を図るという意味での充実は有り得ると考えています。

## 教育長

その他ございませんか。よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

はい。それでは議案第22号を決定いたします。

4	周南市文化財関連施設 施設分類別計画の策定について
---	---------------------------

### 教育長

続きまして、日程第4、議案第23号「周南市文化財関連施設 施設分類別計画の策定について」を議題といたします。

この件につきましても、生涯学習課からお願いいたします。

### 生涯学習課長

はい。引き続きお願いいたします。議案第23号別紙により「周南市文化財関連施設 施設分類別計画の策定について」のご説明をいたします。

文化財は、郷土の歴史や文化を理解するために欠かせないものであり、文化財指定を受けて保護の対象となる建築物や、保護を推進するための施設、資料展示等によって市民の学習に資する施設がございます。

本計画では、これまでの「山田家本屋及び徳修館」「民俗資料展示施設」「八代鶴保護センター」の各施設分類別計画を一括して、今後の施設の方向性を決定するものです。教育委員の皆様を示した素案と比べ、こちらにも軽微な語句修正はしておりますが、計画の方針に変更はありません。

4ページから6ページで「第4章 施設の現状と課題」を示しております。各施設におけるサービスの現状と課題です。全般的な課題としては、見学者数が減少傾向にあることなどを挙げております。

7ページと8ページでは、各施設の建物の現状と課題を示しています。こちらにも、全般的な課題としては、老朽化に対応することが求められること、その他、特に、新南陽民俗資料展示室は老朽化が著しいため、現建物の解体について挙げています。

9ページと10ページで「第5章 今後の施設の方向性」を示しております。一次評価と総合評価を示します。機械的に判断する一次評価では、施設の方向性として、<sup>すべ</sup>全ての施設で「継続利用（現状維持）」となりました。また、施設の老朽化等を踏まえた、今後10年以内における取組等の優先度としては、新南陽民俗資料展示室が、優先度が非常に高いとなります。

教育委員会としての総合評価をまとめますと、基本的な考え方として、山田家本屋と徳修館は、文化財として後世に郷土の歴史を伝えるため保存する必要があること、3か所の民俗資料展示施設は、資料の保存及び学習活動に資する活用を図る必要があること、個別には新南陽民俗資料展示室は近隣遊休施設を活用した移転再開を、鹿野民俗資料展示室は鹿野図書館の老朽化に伴う改修工事があること、八代鶴保護センターは、積極的なツル渡来数回復策である移送・放鳥事業のため常時使用可能な状態とする必要があることを述べています。

具体的な方針として、山田家本屋、徳修館、熊毛歴史展示室、八代鶴保護センターは「継続利用」、新南陽民俗資料展示室は「移転」、鹿野民俗資料展示室は「長寿命化」といたします。

図表7では今後5年間の対策の内容を示し、新南陽民俗資料展示室の現施設解体を計画するものです。

以上で、説明を終わります。

**教育長**

はい。ありがとうございます。

それでは、この件につきましてご質問がありましたらお願いします。

**松田委員**

質問ではないのですが、感想でもいいですか。

**教育長**

どうぞ。

**松田委員**

はい。とても大切な施設がまとめて提示してあって、良く分かるようになってきました。私自身も、それぞれに目的があって、大切にしていかなければいけない財産だということを改めて自覚しながら、それぞれの老朽化が進んでいるところは、やっぱり早めに対応していくことも必要かなというふうに感想を持っております。

**教育長**

ありがとうございます。しっかり胸に刻んでおきます。

その他、ご質問ご意見、はい。

**片山委員**

9ページですね、基本的な考え方の中で、山田家本屋、徳修館について触れられていますけど、先ほど「後世に郷土の歴史を伝えるために存続していく必要がある。」これはもう当然のことだと思うのですが、その存続するため、プラス例えば学習活動とか、そういうふうな面と一緒に郷土の歴史を学び伝えるということについては、これは論点が違うかもしれませんが、そういった連携という様なものはあるのでしょうか。

**教育長**

お願いします。

**生涯学習課長**

はい。前のページのサービスの課題として利用者が減っているというところで、裏返せば活用していく必要があるということになってくると思います。

まずは、建物の計画としては、もちろん保存し続けていかなければならないということで考えますが、あわせて、おっしゃるように活用を進める必要がございます。

今、現時点では、年度頭に各学校へ見学等のお誘いをかけるでございますとか、先般は、屋根を改修してリニューアル初日に、放課後子供教室等の会場をこちらに持って来て、そこで昔遊びをすとか、そういった中でPRを増やしていくことで、また改めて存在を知ってご見学に来てくださる方が増えるということ、地道に続けていきたいと思っています。

**教育長**

その他ございますか。

**吉本委員**

新南陽の民俗資料展示室について、移転後解体ということになっていると思うのですが、解体後の土地の利用方法というのは考えられているのでしょうか。

**生涯学習課長**

今は、新南陽の民俗資料展示室は、昔のコミュニティーセンターに移って、移り終わった後、既存の施設については危険なため解体をする予定です。解体して、いわゆる更地にした後につい

ては、一般的な財産として、市役所全体としてどのような活用があるかということで施設所管課の方と相談しながら、取扱いを決めていきたいと考えています。

#### 教育長

よろしいですか。

その他いかがでしょうか。

#### 岡寺委員

私、グラフィックの仕事もしているのですが、どうしても表示が気になるのですが。表示がフラットになってしまっているのではと。当然報告書のような意味もあるから、これで良いのかもしれませんが、例えば、「現状と課題」というのがあったら、現状と課題がただ並行して置いていくよりも、例えば、課題は太字にして皆に注意喚起するとか、そういう表現もしてもいいのではないかなという気がしました。言ったらきりが無いのですが。何が問題なのかというのが、ぱっと見て分かれればいいなと。その点どうですか、こういうものなののでしょうか。学校の資料とか見るといつも思うのです。フラットな明朝体でさっと書いてあるから、何が大事か分からない。

#### 教育長

表記の問題ですね。

#### 教育部長

最終的な体裁を整えるということは、統一的にやっていきたいと思っています。施設分類別計画のフォーマット自体は、庁内全体で同じようなものを使っておりまして、その中で教育部門だけ形を変えるというのは、なかなか難しいと思っています。

おっしゃるとおり、報告書のような形で、ゴシック体と明朝体を使い分ける程度で表現させていただいています。見にくい部分もあるかと思うのですが、全体的には、やっぱり庁内統一的な表現の仕方ということで考えさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

#### 岡寺委員

はい、わかりました。

#### 松田委員

今のことで。実は表記の仕方はいろいろあると思います。先ほどあったように、公共施設についてそれぞれを一つの視点でもって全体を見ていくという事が、形になって表れているということ、全体を捉えて、どこから着手するとか、5年ごとに見直しをして、やっぱりここは早急に改善しようとか、そういう計画が出てきたことは自体、私はいいなと思っています。

もちろん、表記の改善点は今から工夫されると思いますが、やっぱり良いところと課題はきちんと捉えていくための資料としては捉えられると思っています。

#### 教育長

はい。ありがとうございます。

#### 教育部長

具体的な表現の仕方、それはルールに従って作成させていただきます。教育委員会独自で工夫して、より見やすいものということに関してはずいぶん努力していると思います。

#### 松田委員

それで、これを全庁的に作られた後、それぞれについてどういうふうにしていくかというところでは、先ほど言われたように、もっと伝わりやすく作っていただかないと、読み手にとって、また市民にとっても、どういう位置づけで、どこが直されているのか、どういう位置づけで

ここはこうなっていくのか、ということが分かるというのはとても大事なことのように思います。そういう意味で表記とかというのは大事なと、今、岡寺委員さんの意見を聞きながら思いました。

#### 教育部長

説明にあたっては、そういった工夫も必要であろうと思いますので、その場所ごとに工夫していきたいと思っています。ありがとうございます。

#### 岡寺委員

ありがとうございます。

#### 教育長

その他よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第23号を決定いたします。

5	周南市児童クラブ施設分類別計画の策定について
---	------------------------

#### 教育長

続きまして、日程第5、議案第24号「周南市児童クラブ施設分類別計画の策定について」を議題といたします。

この件につきましても、生涯学習課から説明をお願いいたします。

#### 生涯学習課長

はい。引き続きお願いいたします。議案第24号「周南市児童クラブ施設分類別計画の策定について」説明いたします。議案第24号別紙により、計画の概要のご説明いたします。

児童クラブは、保護者に対して仕事と子育ての両立を支援するとともに、子ども達に対して放課後の安心安全な居場所を提供する施設でございます。本計画は、これまでの子ども関連施設施設分類別計画を分割し、この児童クラブについてのみ、今後の施設の方向性を決定するものです。教育委員の皆様にお示しした素案と比べ、軽微な語句修正をしていますが、計画の骨子に変更はございません。

4ページと5ページの「第4章 施設の現状と課題」でございます。サービスの現状と課題を示しておりますが、課題としては、全体として定員の中に収まっていますが、共働き世帯の増加などにより一部の児童クラブではニーズが高まっていることを挙げております。

6ページでは、建物の現状と課題を示しております。課題として、東福祉館が耐震基準を満たしていないことを挙げております。

7ページ以降の「第5章 今後の施設の方向性」としては、一次評価と総合評価を示します。機械的に判断する一次評価では、施設の方向性として、25<sup>すべて</sup>全ての施設で「継続利用（現状維持）」となりました。また、施設の老朽化等を踏まえた、今後10年以内における取組等の優先度が高い施設として、校舎内余裕教室を活用するクラブとしては、余裕教室が不足する見込みの富田西児童クラブ、東福祉館を活用するクラブとして、耐震基準を満たさない東福祉館児童クラブ、生涯学習課所管する専用施設のクラブとしては、耐用年数から判断し、秋月、桜木、湯野の各児童クラブとなりました。

教育委員会としての総合評価をまとめますと、基本的な考え方として、児童クラブはニーズが増える傾向にあり、効果的なサービスを提供し、安心安全な保育の確保を図る必要があることを述べ、建物は継続利用とします。具体的な方針として、各児童クラブとも、市民のニーズに対応し、必要な教室の確保、それから安心安全な保育を行うこととします。建物については、計画的な保全と老朽化に対応した修繕を行います。

9ページの図表6では今後5年間の対策の内容を示しております。令和5年度に東福祉館児童クラブの耐震改修工事、富田西児童クラブの教室確保のため、学校内施設の改修等を計画していることを述べています。

以上で、説明を終わります。

#### 教育長

はい。ありがとうございます。

それではこの件につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

#### 松田委員

たくさんの施設を抱えての運営になると思うのですが、やはり学校内にある児童クラブについては学校の方の長寿命化計画等の対応になると思うのですが、今人数が増えていて、やっぱり設備等の充実、それから環境空間の確保、この計画とはちょっと外れますけれども、そこらあたりは、大切にしていけないといけないのではないかというふうに思います。そこはこの計画には出てきませんよね。なので、そのあたりの視点を持っていただけたらなと思います。

#### 教育長

何かありますか。

#### 生涯学習課長

この計画そのものでいくと、主対象となるのは、生涯学習課の所管する専用施設が話の中心になります。ただ、おっしゃるように、学校、それから東福祉館もですが、別の所管課の建物の中でお借りして使わせていただいているという中には、それぞれの所管課と現場とよく連携しながら、充実を図っていくということに、常に気を付けていかなければいけないと考えております。そのように進めていきたいと思っております。

#### 松田委員

お願いいたします。

#### 教育長

その他ご質問ございますか。よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第24号を決定いたします。

6	周南市教育集会所施設分類別計画の改訂について
---	------------------------

#### 教育長

続きまして、日程第6、議案第25号「周南市教育集会所施設分類別計画の改訂について」を議題といたします。

この件につきましては、人権教育課から説明をお願いします。

## 人権教育課長

人権教育課です。引き続き、議案第25号「周南市教育集会所施設分類別計画の改訂について」ご説明いたします。議案第25号別紙により、ご説明いたします。

教育集会所は、深刻な人権問題を解消するため、「社会教育」「人権教育」の推進を目的に設置された施設で、御山・西殿木原・平井・明石集会所の4施設ございます。なお、教育委員の皆様を示した素案と比べ、人権教育推進協議会、及び地元自治会等の意見を踏まえ、軽微な修正をしていますが、計画の骨子に変更はありません。

6から7ページで、今後の施設の方向性として一次評価と総合評価を示しています。一次評価では、4つの<sup>すべて</sup>全ての施設で「継続利用」となりました。また、優先度は西殿木原が「非常に高い」、その他が「高い」でした。

教育委員会としての総合評価をまとめますと、基本的な考え方として、教育集会所は、社会教育・人権教育の役割を担ってきた地域に根付いた施設であり、これからも人権教育の果たす役割は重要であることから継続利用とし、大規模な修繕等の必要性が生じた場合は、地元自治会や関係機関と協議の上、近隣の公共施設の利活用を含めサービス機能の維持を検討します。

具体的な方針として、点検等をしっかりと行い建物の現状把握に努め、必要に応じた修繕等により適正な維持管理に努めることとしています。

以上で説明を終わります。

## 教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、この件に関しましてご質問がありましたらお願いいたします。

## 松田委員

1件確認させてください。7ページの図表6の「具体的な方針と実施時期（予定）」の所で、平井集会所と明石集会所の1次評価の結果で、「継続維持」といいながら「規模縮小」ということが書いてあるのですが、どのようなことをイメージしておけばよいのでしょうか。

## 人権教育課長

申し訳ありません、誤りでございます。訂正いたします。ありがとうございます。

## 教育長

「規模縮小」が「現状維持」になるということですね。

## 人権教育課長

はい。

## 教育長

よろしいですか。

その他ご質問ございますか。

## 岡寺委員

あ、敢えて無いのかもしれないですけど、コンテンツ、目次は特に無くてもいいのでしょうか。

## 教育長

表紙裏に目次が。

## 人権教育課長

失礼いたしました。これも訂正させていただきます。

## 教育長

その他、ご質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

はい。それでは議案第25号を決定いたします。

修正箇所の方はよろしく願いいたします。

7	周南市教育支援センター施設分類別計画の策定について
---	---------------------------

### 教育長

続きまして、日程第7、議案第26号「周南市教育支援センター施設分類別計画の策定について」を議題といたします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

### 学校教育課長

はい、よろしく願いいたします。それでは議案第26号「周南市教育支援センター施設分類別計画の策定について」について、ご説明いたします。

別紙計画をお願いいたします。当施設は、徳山地区の旧くすのきラウンジ及び旧あすなろ熊毛の2か所の適応指導教室を統廃合して稼働しているものでございます。不登校および不登校傾向にある市立小中学校の児童生徒の学校生活への復帰に向けての支援、また、保護者からの相談に係る助言対応、児童生徒の状況に合わせたカウンセリング、学習等の様々な活動を通して、社会的自立に向けた支援等を実施することを目的に運用されています。

当施設の施設分野別計画の概要につきましては、前回協議会においてご説明したとおりでございます。その後、先ほど次長から説明のありました、公有財産有効活用管理検討委員会において、ご指摘いただきましたので、若干変更しております。

3ページをご覧ください。「サービスの現状と課題」こちらでございます。施設の役割、必要性について十分説明した方が良いという指示を受けまして、施設の直接利用以外の教育相談機能等についても記載し、より具体的なサービス機能の説明となるよう修正いたしました。

具体的に申し上げますと、3ページ1段落目の最初に、センターの2つの機能、通所による施設利用と教育相談機能の2つの機能を示しております。

それから、最後の段落でございますけれども、本施設のより有効な機能ということで、例えばオンライン等も含めて充実させるといった記述を加えております。その他の項目については、協議会資料から変更はございません。

一次評価、総合評価につきましても変更ありませんが、「継続利用（現状維持）」としており、大規模改修等が必要になった場合には、施設移転等の検討が必要であるとしております。

以上でございます。

### 教育長

はい。ありがとうございます。それでは、この件について、他に何か質問がございましたらよろしく願いします。

よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第26号を決定いたします。

8	周南市学校給食センター施設分類別計画の策定について
---	---------------------------

### 教育長

続きまして、日程第8、議案第27号「周南市学校給食センター施設分類別計画の策定について」を議題といたします。

この件につきましては、学校給食課から説明をお願いいたします。

### 学校給食課長

よろしくおねがいます。議案27号「周南市学校給食センター施設分類別計画の策定について」について、ご説明いたします。

別冊の資料をご覧ください。この計画は、「学校給食センター」を対象とし、新たに策定するものでございます。対象施設は、栗屋学校給食センター、住吉学校給食センター、高尾学校給食センター、熊毛学校給食センター、新南陽学校給食センター、鹿野学校給食センターの6施設でございます。

3ページから、第4章で施設の現状と課題、第5章で今後の施設の方向性、第6章で計画期間をお示ししておりますが、今後の施設の方向性につきまして、一次評価において、栗屋、住吉、高尾、熊毛、新南陽の5センターは「多目的化」、鹿野学校給食センターは、「継続利用（現状維持）」となり、自主点検等を踏まえた取組の優先度については、鹿野が「非常に高い」、栗屋・住吉・高尾が「比較的高くない」、熊毛・新南陽が「高くない」となりました。

教育委員会としての総合評価をまとめますと、一般的な公共施設と異なり、大量調理施設として特に衛生面に注意が必要な施設であり、目的を異にする他施設との共有は難しいと考えており、今後も学校給食専用施設として使用していくこととし、今後の施設整備につきましても、一次評価での取組の優先順位を踏まえながら、各センターを学校給食調理専用施設として継続利用できるように進めてまいります。

なお、素案からの変更点でございますが、教育委員の皆様からのご指摘や庁内の検討委員会の意見を踏まえ、表紙の写真を6施設の写真に変更したほか、1ページの「第2章の設置目的と経緯」の記述の冒頭部分で、「学校給食の目的は、」を「学校給食センターの設置目的は、」に変更しております。

続きまして7ページをお願いします。庁内統一の記述で、「(3) 具体的な方針」の項目で、素案では「必要に応じて見直しを行っていきます。」としておりました部分を、「今後の社会情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。」と変更し、図表7の表中の右側の「対策の内容」の欄で、照明設備LED化については、「計画的に実施する。」という表現に改めました。これに伴い、5ページに記載しておりました「LED化改修の具体的な計画は次章に示しているとおります。」との記載を削除しております。

以上で、説明を終わります。

### 教育長

はい。ありがとうございました。

それでは、この件につきまして何かご質問ございますでしょうか。

### 片山委員

7ページにあったPFI事業について、新南陽給食センターでやっておられますが、これと同じように各センターをPFI事業に向けて整備というふうに言われたと思うのですが、これは、それぞれということではなくて、他のセンターをひっくるめた中でPFI化ということですか。

#### 学校給食課長

PFI事業で整備した新南陽学校給食センターというのが、施設の維持管理業務をトータルで委託しておりますので、包括的な管理、そういったものが今後できないかということで、PFIをやるという意味合いではございません。

#### 教育長

その他ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第27号を決定いたします。

9	周南市図書館施設分類別計画の改訂について
---	----------------------

#### 教育長

続きまして、日程第9、議案第28号「周南市図書館施設分類別計画の改訂について」を議題といたします。

この件につきまして、中央図書館から説明をお願いいたします。

#### 中央図書館長

それでは、議案第28号周南市図書館施設分類別計画の改訂についてご説明いたします。

議案書の8ページ及び別紙により、計画の概要を説明いたします。

まず「周南市図書館施設分類別計画」は、平成31年3月に策定済みの計画で、本計画での計画期間が、令和4年度までとなっておりますことから、令和5年度からのものについて、改訂を行うものです。なお、教育委員の皆様にお示しした素案と比べ、図書館協議会委員及び市内の公有財産有効活用管理検討委員会の意見を踏まえ、軽微な修正を行っていますが、計画の骨子に変更はありません。

まず、本計画の2ページでは、本計画の対象となる施設について、中央図書館、新南陽図書館、福川図書館、熊毛図書館、鹿野図書館、徳山駅前図書館の6館とし、施設分類は教育文化施設であることを述べております。

3ページからは、サービスの現状と課題についての説明となります。図書館全体では、新型コロナウイルス感染症による感染拡大の影響による来館者数、貸出資料数の減少等について説明しています。続いて、各館のサービスの現状と課題について述べており、電子図書館サービスを開始したことや、利用促進に向け、魅力ある図書館づくりに一層取り組んでいく必要があることを述べています。

7ページでは、建物の現状と課題についての説明をしております。中央図書館と鹿野図書館は築年数が相当数経過し、設備や建物に劣化がみられることから、早急な対応が必要であるとしております。

新南陽図書館、福川図書館、熊毛図書館、徳山駅前図書館は、建物、設備共に大きな不具合は

ないこと、複合施設では他館に比べ静寂性に難点があることなどを述べています。

8 ページでは、今後の施設の方向性についての説明となります。一次評価の結果、取組の優先度が高い施設は、中央図書館、福川図書館で、施設の方向性は「継続利用」とし、優先度が比較的高くない施設は、熊毛図書館、鹿野図書館の2施設で、施設の方向性は「多目的化」、優先度が低い施設は、新南陽図書館と徳山駅前図書館の2施設で、施設の方向性は新南陽図書館が「多目的化」、徳山駅前図書館が「継続利用」となっております。

施設の方向性が多目的化となった新南陽図書館は複合施設として、鹿野図書館は民俗資料室を有した施設として、熊毛図書館は歴史展示室を有した施設として、既に多目的化が図られているものと捉えています。総合評価では、図書館は、公共施設の中でも利用者の多い施設であり、各地域における知の拠点であるという性格上、<sup>すべ</sup>全ての施設を維持・継続としています。

そのなかで、各館や関係機関と相互に連携し、より一層充実したサービスの提供に努めることとしています。建物の維持管理では、建設後間もない施設は現状維持とし、建設後相当期間を経過した施設は、改修の必要性について洗い出し、計画的な改修を実施することを述べています。複合施設内にある施設は、その施設全体の状況を踏まえ、関係部署と連携して適切な維持管理に努めることとしています。

9 ページでは、具体的な方針について述べております。中央図書館は、長寿命化に向け、空調設備改修をはじめとする大規模改修工事を計画的に実施していくこととし、鹿野図書館は長寿命化に向け、劣化が進行している屋上防水や外壁、設備等の大規模改修工事を実施する予定としております。福川図書館は主要施設を管理している関係部署と連携し、適切な維持管理に努めることとしております。

以上で、説明を終わります。

## 教育長

はいありがとうございます。

それでは、この件について、他に何か質問がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第28号を決定いたします。

10	令和4年度周南市一般会計補正予算要求について
----	------------------------

## 教育長

各課説明ありがとうございました。お疲れ様でした。

ここでお諮りいたします。続く日程第10、議案第29号「令和4年度周南市一般会計補正予算要求について」から、日程第13、議案第32号「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について（周南市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定）」までの4件につきましては、市長に申し出る案件でございまして、議会への周知前でもあり、適切な審議確保の観点から、周南市教育委員会会議規則第7条第1項「教育委員会の会議は、これを公開する。ただし、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決されたときは、秘密会にすることができる。」の規定により、秘密会としたいと思います。

これより採決を行います。

議案第29号から議案第32号までの審議を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(委員全員が挙手)

## 教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、議案第29号から議案第32号までの審議を秘密会とすることに決定しましたので、これより秘密会にて行います。

それでは、日程第10、議案第29号「令和4年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題といたします。

この件につきましては、各課から説明をお願いいたします。まず、教育政策課から説明をお願いいたします。

## 教育政策課長

議案第29号「令和4年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明します。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任に関する規則第2条第19号によるものです。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管する予算のうち、歳入予算として1億3千649万円、歳出予算として2億1千478万4千円をそれぞれ増額することについて、市長に意見を申し出るものです。

なお、11ページ以降の別紙、表の右端の欄に所属課を記載しています。各事業に係る補正予算の詳細につきましては、各課からご説明をします。始めに、教育政策課の所管事務にかかる補正予算について、歳出からご説明します。

12ページをお願いします。

「教育費」「教育総務費」「事務局費」における「職員給与費等」の832万4千円の増額、及び「特別職給与費等」の7万6千円の増額は、教育政策課、学校教育課、総合出張所の配属職員及び教育長に係る人事異動や職員共済組合負担金の精査等によるものです。

次に、13ページをお願いします。「教育費」「小学校費」「小学校管理費」における「小学校施設管理費」の569万2千円の増額は、児童が安心して学べる教育環境を整えるための修繕料及び、危険な法面の草刈り業務や水銀の処分に必要な経費を計上しています。

次に、「小学校建設費」における、「小学校改修事業費」8千742万3千円の増額補正は、国の補助金である「学校施設環境改善交付金」に係る追加内示がありましたことから、富田西小学校教室棟の外壁防水改修工事に要する経費を計上するものです。

次に、「中学校費」「中学校管理費」「中学校施設管理費」579万7千円の増額補正です。小学校と同様に、生徒が安心して学べる教育環境を整えるための修繕料及び危険な法面の草刈り業務や水銀の処分に必要な経費を計上しています。

次に、「中学校建設費」「中学校改修事業費」5千894万9千円の増額補正は、国の補助金である「学校施設環境改善交付金」に係る追加内示により、秋月中学校管理教室棟の外壁改修工事に要する経費を計上するものです。

それでは、15ページをお願いします。小学校改修事業、中学校改修事業につきましては、適正な工期を確保するため、その全額を令和5年度に繰り越して使用できるように、繰越明許費の

追加補正をするものです。

次に歳入です。11ページにお戻りください。「小学校改修事業費」及び「中学校改修事業費」の歳出予算の計上に伴い、まず、「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」「小学校費補助金」2千914万1千円、「中学校費補助金」1千964万9千円をそれぞれ増額し、次に、「市債」「教育債」「小学校債」5千240万円、「中学校債」3千530万円をそれぞれ増額するものでございます。

これにより、17ページに示しているところですが、地方債の補正といたしまして、借り入れの限度額について、小学校施設整備事業は2千70万円から7千310万円に、中学校施設整備事業は3千530万円にそれぞれ増額変更しています。

以上で、説明を終わります

#### **教育長**

はい、ありがとうございます。

次に、生涯学習課から説明をお願いいたします。

#### **生涯学習課長**

それでは生涯学習課の所管に係る補正予算について説明いたします。

議案書は13ページの下段をご覧ください。「教育費」「社会教育費」「社会教育総務費」の「職員給与費等」2千10万3千円の増額でございます。内訳は、給料、職員手当等、共済費です。これは、生涯学習課、人権教育課、図書館及び文化スポーツ課文化担当に配属されている職員の人事異動等に対応するものです。

以上で、説明を終わります。

#### **教育長**

はい、ありがとうございます。

次に、学校教育課から説明をお願いいたします。

#### **学校教育課長**

続いて、学校教育課所管分の補正予算についてご説明いたします。

議案書の12ページをお願いいたします。このたび、「教育費」「教育総務費」「教育指導費」の「生活指導推進事業費」3千215万7千円を増額補正しております。これは、学校生活において特別な配慮を必要とする児童生徒を支援する生活指導員、介助員の配置人数が確定したことから、増員に伴う各経費を増額補正するものでございます。当初予算では生活指導員75名、介助員6名、計81名の配置を見込んでおりましたが、現在、生活指導員が99名、介助員は9名、計108名を配置しているところです。

以上で学校教育課の説明を終わります。

#### **教育長**

はい、ありがとうございます。

続きまして、学校給食課から説明をお願いいたします。

#### **学校給食課長**

続きまして、学校給食課所管分の補正予算についてご説明いたします。

議案書14ページをお願いします。「保健体育費」「学校給食費」における、説明欄の「職員給与費等」687万6千円の減額は、人事異動等に伴う給料、職員手当等、共済費の減によるものでございます。

以上で説明を終わります。

## 教育長

はい、ありがとうございます。

最後に、中央図書館から説明をお願いいたします。

## 中央図書館長

それでは、中央図書館所管分の補正予算について説明いたします。

まず、議案書の14ページをお願いします。「教育費」「社会教育費」「図書館費」「図書館管理運営費」の徳山駅前図書館指定管理料313万9千円を増額するものです。これは、徳山駅前図書館指定管理料について、電気使用料に係る増額見込み分を計上するものです。徳山駅前図書館の指定管理料につきましては、基本協定書のリスク分担表において、物価変動に伴う経費の増加については、指定管理者の負担としておりますが、今年度の光熱費等の価格高騰は、このリスク分担表の「不可抗力」に該当すると判断し、協議の上、一定基準以上の高騰分について、指定管理料を増額することといたしました。

次に議案書の16ページをお願いします。債務負担行為の補正として、徳山駅前図書館指定管理料について、令和4年度から令和9年度までの期間につきまして、5億1千656万9千円を限度額として債務負担行為を設定するものです。現在の徳山駅前図書館の指定管理業務は、令和5年3月31日までとなっており、引き続き、指定管理による運営を行うにあたり、指定管理料を債務負担行為として設定するものです。なお、徳山駅前図書館の次期の指定管理期間は、令和5年4月1日より令和10年3月31日までとしております。

以上で説明を終わります。

## 教育長

はい。ありがとうございます。

それでは今説明がありましたけれども、この件に関しましてご質問ありましたらお願いいたします。

## 吉本委員

徳山駅前図書館の指定管理料についての増額分ということで、光熱水費だと思うのですが、以前も補正をするにあたりですね、光熱費ということで、だいたい全箇所40パーセントぐらいの金額を充てて増額ということで話があったと思います。この金額というのはだいたい40パーセントほどの値上がり分ということなののでしょうか。どのような計算を行っているのでしょうか。

## 中央図書館長

徳山駅前図書館につきましては、コンビナート電力を使用しているということがありまして、今年の増額実績がございますので、こちらの方と、今後の見込み、それから使用料の見込みということを経営して、この金額を弾いたという形になっております。

## 吉本委員

コンビナートの費用を当て込んでいるので、他の計算とは少々違うということですか。

## 中央図書館長

今回この場合は、実質的なものを予測したという形になります。

## 教育長

よろしいですか。

その他、ございますでしょうか。

## 吉本委員

すみません。保健体育費の学校給食費のところで、人事異動ということでマイナスになってい

と思います。その分どこかが同じく人事異動で増えているというのがあったのですが、そこは人員がそれぞれの当初を当て込んでいた人と変わったという判断でしょうか。

#### 教育長

学校給食課からお願いします。

#### 学校給食課

学校給食課につきましては、令和3年度当初で12人職員がおりましたが、令和4年度、鹿野の調理員さんについて委託等で人事異動になりました関係で、令和4年度は11人ということで1名減となっております。

#### 教育部長

全体的な話として、予算を取る時には現状の職員体制で、それぞれが予算を取っております。その後予算を取った以降、4月に異動がありますので、最終的な人員配置が令和4年度であったら、令和4年4月1日で新たな人員配置ができる、当然3年度と体制が違い、それぞれの給与も違いますから、そういったことで補正を行います。鹿野の関係でマイナスが出たのは大きな要因としては1人調理員だった職員の方が、任用替えということでいなくなったのでかなり減額になったというような形です。

#### 吉本委員

人員の配置が、それぞれ業務内容によって変動があったということではない、ということなのですね。

#### 教育部長

そうですね。大きな要因は市全体の人事異動に伴って、最終的な形でもう1回計算し直したら、不足が出たということです。

#### 吉本委員

人員数ではなくて、その方のお給料に対してとか、そういったことなのでしょうか。

#### 教育部長

給料によって変わってきますので、そういったことも影響していると思います。全体で賄える程度であれば、補正はしなくてもいいかと思います。

#### 吉本委員

要は、その人が異動したことによって、人員減でそのまま行くのかとかですね、業務内容はどうかのかなということをお尋ねしたかったのです。

#### 教育部長

もちろん年度途中でいろんな理由によって、職員が異動になったりとか、休まれたりとかいろいろのことありますけど、基本的には大きな組織の改編とかがない限りは、前年と同じような体制で進んで行くということになります。

#### 吉本委員

ありがとうございます。

#### 教育長

その他よろしいですか。

#### 片山委員

12ページの学校教育課の関係ですけれども、会計年度任用職員の報酬ということで、主に3千215万7千円増額になったということですのでけれども、さっき言われた介助員とか他のメンバーは、4月の当初がスタートして、その方々が決まっていくのか、3月までに学校のいろんな環

境等を考えてある程度任用について決まっているのか、どのような決め方になっているのでしょうか。

#### 学校教育課長

はい。ちょうど今頃になりますけれども、学校が来年度の児童の状況を考えて学級等に配置する生活指導員、介助員さんが必要であるかという希望を出しております。それと普段の私どもが学校訪問をしながら確認をしております、児童生徒さんの状況を加えてですね、最終的に必要があると考えたところに、年度末までに配置を確定するという事です。

ただ、予算に関しましては、もう既に、先ほどからお話をしておりますけれども、この時点で人数が確定しておりませんので、例年、最初に申し上げた、生活指導員75名、介助員を含め計81名程度でだいたいの予算要望をしております。確定した段階で、もちろん3月末、4月から確定をしておりますけれども、その差額分を補正するという事を今までも行っておりますということでございます。

#### 松田委員

今のことについて、81名から108名とかなり増えていることは、現場にとってはとても有り難い、子どもさんにとっても有り難いことではあるのですが、今年度は、例年の数から比べて人数的に増えた感じですか。

#### 学校教育課長

今年度は、ほぼ変わりありません。

#### 松田委員

では、例年この人数ぐらいでということですね。

#### 学校教育課長

はい。

#### 松田委員

ぜひこの面では手厚い対応が必要ではないかと思います。

#### 教育長

岡寺委員、お願いします。

#### 岡寺委員

修繕費用のところは13ページにありますけど、これも先ほど11月頃から打診してまとめていくという、同じような考えでよろしいですか。タイムスケジュール的な、こういうところが直したいとかって要望が上がってくるタイミングっていうのは、だいたい決まっているものなのですか。

#### 教育長

学校との調整ですね。お願いします。

#### 教育政策課長

修繕料につきましては、年度の初めの頃と、夏休み明けぐらいの年2回学校から要望をいただいています。その中で修繕対応あるいは環境整備員さんによる対応、工事と一緒に乗せていくものということで、教育委員会の方で少し調整させていただいて、要望につなげております。

#### 岡寺委員

ありがとうございます。

#### 松田委員

今の修繕料の内容について、これで確定していくのでしょうか、修繕箇所が増えているの

か、それとも現在の物資の高騰とか、そういうものも影響があるのですか。

**教育政策課長**

はい、両方ともございます。修繕箇所についてもやはり老朽化であったりとか、危険回避というようなところで優先順位をつけてやっておりますけれども、やはり物価の部分でも少し上がっているなというのは印象として持っております。

**松田委員**

修繕については、たびたび学校の方からも要望が出ていて、子ども達にとっての環境整備という大切なことに予算を取っていただくというのはとっても有り難いことなので、ぜひ環境整備、市長さんもきれいな学校で子ども達をという話もありましたので、ぜひ手厚くなっていけばいいかなと思っております。

**教育長**

ありがとうございます。

**松田委員**

それと、あわせてすいません。改修工事の追加内示で富田西小と秋月中に対応されるということですが、これは予定していたものが繰り上がっていくということですか。

**教育政策課長**

はい。長寿命化計画等に基づいて、ある程度担当課の方で工事改修予定を立ててはいます。富田西小学校と秋月中学校につきましては、実は令和4年度、今年度もすでに別部分をやっております、ある意味2期工事というようなところになります。本来、来年度の当初予算でというふうに考えていたのですけれども、このたび国の方から内示をいただくことができましたので、このタイミングで補正に上げさせていただくということになりました。

**松田委員**

わかりました。

**教育長**

その他よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第29号を決定いたします。

11	周南市立中学校条例の一部を改正する条例制定について
----	---------------------------

**教育長**

続きまして、日程第11、議案第30号「周南市立中学校条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

**教育政策課長**

議案書18ページ、議案第30号「周南市立中学校条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものです。

本件は、令和5年2月4日から富田西部地区において、住居表示が実施されることに伴い、市

立中学校の位置を定めた本条例のうち、第2条関係別表中「周南市立富田中学校」の「位置」を「大字富田2703番地の1」から「富田新町二丁目2番5号」に改め、施行期日を令和5年2月4日とするものです。

以上です。

#### 教育長

それでは、この件について、他に何か質問がございますか。  
よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第30号を決定いたします。

12	指定管理者の指定について（周南市立徳山駅前図書館）
----	---------------------------

#### 教育長

続きまして、日程第12、議案第31号「指定管理者の指定について（周南市立徳山駅前図書館）」を議題といたします。

この件につきまして、中央図書館から説明をお願いいたします。

#### 中央図書館長

議案第31号「指定管理者の指定について」説明いたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

議案書は22ページから24ページになります。これは、令和4年度までとなっております周南市立徳山駅前図書館の指定管理につきまして、令和5年4月1日以降の指定管理者を指定するものであります。

徳山駅前図書館の令和5年度からの指定管理者につきましては、令和4年8月1日より9月5日まで公募いたしましたところ、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社1社から申請がございました。書類審査による1次評価の後、周南市徳山駅前賑わい交流施設指定管理者応募者評価委員会による2次評価を行い、その結果をもとに、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を指定管理者の候補者として特定いたしました。

指定管理期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までとしております。

なお、指定管理者の候補者でありますカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の概要につきましては、25ページ、26ページに記載しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

#### 教育長

はい。ありがとうございます。それではご質問がありましたら、お願いいたします。

#### 岡寺委員

はい。カルチュア・コンビニエンス・クラブさんがされているのは知っております。当然続けてやるのだらうなと思いますが、公募、公に募集されたということですが、競合しようがない状況があるのではないかと正直思うので、どのような感じで公募されるのかと気になりました。

#### 中央図書館長

まず、指定管理者につきましては、市の規定で市の出資団体等でないと指定できません。今

回、指定管理に関する募集要項や水準書等において基準を定めましたが、前回とほとんど大きな変更点がありません。あとは、候補者に対する規定というか基準といいますか、こういう資格を持った方という形になりますけども、その中で、例えば図書館の運営実績があるとか、カフェ等の運営実績があるとか、そういう基準で募集しておりましたが、運営に対して、例えば、そういう単独ではなく、共同企業体による方法も可能としておりますので、そういった形で広く応募者を募ったという形になります。

#### 岡寺委員

はい。ありがとうございます。

#### 教育長

よろしいですか。

#### 岡寺委員

おそらく、多分競合他社はあまり出ないとイメージしてしまいます。だからこそ、ちゃんと見ておかないと独占になってしまうので、そこだけはしっかり見ていかなきゃいけないと思います。例えば予算を増やすということに関してですが、先ほど予算を見ながら思いました。

#### 教育長

ありがとうございます。

#### 松田委員

はい、今のことについて。私も実は同じ考えで、運営管理されるにあたって、どういう面をもって評価していかれるのか、または運営に対していろいろな要望とか、そういう形のをどう伝えていくのか、そのあたりの流れがあれば教えてください。

#### 中央図書館長

まずは現状についてですけれども、CCCさんと中央図書館、中心市街地活性化推進課の3者で、毎月モニタリングをしております。その時に、例えばCCCさんと運営状況を確認するとともに、こちらの方の情報といいますか、こちらの方の考えとか、そういった擦り合わせ等も毎月定期的には実施はしております。あとは年度報告等ですね、当然ながら年度当初の計画などですね、そういった形の確認をさせていただいて、実施を進めているという形にはしております。

#### 松田委員

先ほど岡寺委員からも言われましたけれど、やはり、他に類のない、いろいろな企画や運営をもって来館者数もあり、それから図書館の方の活用も、今27万3千309点とかっていう報告が出ているので、相当な数があるのだなというふうに思いました。ただ、このことについての要望は、どこで市民の要望を受け入れて、どういうふうに反映していかれるのかっていうのについては、やはり窓口がいろいろあれば伝わりやすいかなと思いました。

一市民として活用しているときに、これは個人的な感想ですが、1階部分では催し物を工夫されたりですね、それから人の出入りも多様な年代層っていうか、そういう方々が交わっておられるっていうことは感じるのですが、2階以降図書館になりますと、雰囲気も変わっている中で、知の広場ですか、そういう意味合いのところでありながら、3階ぐらいになると活用が限られているような気がしています。だからそういう辺りで、市民の要望等がもっと入っていくと賑わいの地になるのかなと思ったので、すいません。それで先ほどのどういう形で確認されているのかというのを心配しましたので、教えていただきました。

#### 教育長

何かコメントございますか。

## 中央図書館

今回、指定管理の募集した過程で、プレゼンなんかもございまして、こちらの方でそういったものの要望と提案事項もございまして。これからそれは擦り合わせていく必要がございましてけれども、その中で細かいところはもちろん、大きな話まで、こまめに、密に連携を取りながら進めていけたらと思っております。

## 教育長

その他いかがでしょう。

(※異議なしの声)

それでは、議案第31号を決定いたします。

13	個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について (周南市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定)
----	--

## 教育長

続きまして、日程第13、議案第32号「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について（周南市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定）」を議題といたします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

## 生涯学習課長

生涯学習課でございます。議案第32号「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」説明いたします。

議案書27ページをご覧ください。提案理由は周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものです。

このたびの条例改正は、令和5年4月1日に個人情報保護に関する法律が改正施行されることに伴い、個人情報の取扱いが、法の適用を受けることを踏まえ、法の取扱いとの整合を図るための規定の整備や法と重複する規定の削除など、関係条例6件について、所要の改正をするものです。そのうち生涯学習課においては、所管する周南市児童クラブ条例に改正の必要が生じております。

議案第32号別紙をご覧ください。新旧対照表でお示ししますように、現行の第16条で指定管理者が児童クラブを運営する場合の個人情報保護の規定がございまして、このたび法と規定が重複することになるため、第16条を削除し、第17条を第16条とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

## 教育長

はい。ありがとうございます。

この件につきましてご質問がありましたらお願いいたします。

## 岡寺委員

削除というか、読んでいてですね、この部分を取りましたって書いてあるところがあって、例えば不当に害するおそれがある場合等、書いてあったんですけど、要するにこれを抜いて、重複するからと言われたけど、こっちの部分ですよ、これは違うのですか。

## 生涯学習課長

これでいうと、32ページの部分が最終的に児童クラブ条例の一部を改正するという一文になります。

## 岡寺委員

そういうことですね、すいません。私が見間違えました。失礼しました。

## 教育長

32ページの第4条のところに、児童クラブの関係が書かれていまして、具体的に何を削除したかっていう条例分が、この別紙の1枚ものになっているというふうにご理解いただければと思います。

## 生涯学習課長

すみません、説明不足でした。

## 岡寺委員

大丈夫です。ちょっと全部先を読んでしまっていたので。

はい。ありがとうございました。

## 教育長

よろしいですか。

## 松田委員

非常に難しい内容で、理解するのにかなり時間がかかりまして、個人情報の保護に関する法律そのものが大きく変わっていくということで、バラバラだったものを、一括で国が制定して、行政機関はそれに合わせて法の整備をなささい、条例の整備をなささいということなのだろうと思うのですが、これを何かうまく説明してないかなと思ったら、市のホームページにちゃんと書いてありまして、そこから何も知らなかったなというふうにした次第です。

なかなかこの文面だけ読むと、個人情報って今世間でもかなり注目され、社会情勢も変わり、いろいろな視点で大事だとか、大切にしなければいけないとか、保護しなければいけないけど開示はどうか、いろんな話があるところで、こうやって法が整備されていくというところを改めて勉強しなきゃいけないなというふうに思いました。

それで、児童クラブ条例が該当するというので、ここを削除するということですが、他に規則とか該当するものは、今のところ条例関係ではここだけということですよ。他のものは特段ないかもしれないのですが、例えば、行政手続きにおける個人の識別のされた番号法というのがありますよね。これが改正されていくということなのだけど、この中でおそらく番号法を活用しているのが、就学援助、これは関係してきて、そこに施行細則か何か施行規則が示されているのですが、先ほど言われた法の部分と重なる部分が無いということで、そこは今対応しなくてもいいということですか。すいません、ちょっとうろ覚えの中で話をしましたので。

## 生涯学習課長

はい、すいません。まとめて議会で提案する法務コンプライアンスから説明を受けた内容で言いますと、割と新しめに制定された条例は、ある程度読み替えといいますか、それが対応できるのであるけれども、ちょっと制定が古いものになると、そこは統一的なものの解釈ができないのでそれを削除しなければならない、教育委員会の範疇<sup>はんちゆう</sup>においては児童クラブ条例のみが該当すると聞いております。

そのほか、要綱とか、そうした部分についての修正は有り得るのですけれども、教育委員会にお諮りする条例としては、この児童クラブのみと聞いております。

**松田委員**

はい。わかりました。番号法は結果的に新しいものだったように思っていますので、多分対応はされているのだらうなという理解をしました。

**教育長**

ありがとうございます。はい。

その他ございますか。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。

それでは、議案第32号を決定いたします。

**教育長**

本日の議事日程は以上でございますが、その他に何かご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして「令和4年第10回教育委員会定例会」を終了いたします。

**署名委員**

松 田 福 美 委員 \_\_\_\_\_

吉 本 妙 子 委員 \_\_\_\_\_